

令和7年4月21日 久留米市製造請負発注表

※「久留米市指定ごみ袋」の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	入札15-1 【郵便入札案件】
品名	久留米市指定ごみ袋の製造請負
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量	家庭用（大） 7,680,000枚 家庭用（小） 1,920,000枚 事業所用（大） 2,248,000枚
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び 受付場所	(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください） (2) 質疑の受付期間 令和7年4月21日（月）から令和7年4月28日（月）午後5時15分まで (3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課 (4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。
開札日時及び場所	令和7年5月15日（木）14時00分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	前払金（無） 部分払（有）
議会の議決	不要
参加条件	この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。 (1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「久留米市指定ごみ袋」で登録があること。 (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
欧州連合等の供給者の 入札参加に関する事項	(1) この競争入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。 (2) 特例政令に規定する欧州連合等の供給者にあつては、上記「参加条件」の(1)に掲げる要件を満たすことを要しない。 (3) 特例政令に規定する欧州連合等の供給者であつて、久留米市物品供給業者有資格者名簿に登録されていない者がこの競争入札への参加を行おうとする場合は、競争入札参加資格審査申請書（物品）（以下「審査申請書」という。）を提出すること。 (4) 「審査申請書」の様式は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。 (5) 審査申請書の提出期間、場所及び方法 期間 本公告の日から令和7年4月28日（月）まで 場所 久留米市庁舎13階 総務部契約課 方法 郵送又は持参（郵送の場合、期間内必着）

仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。
入札書等の記載方法	入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。 (1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。 (2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。 (3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。 (4) 入札内訳書（様式第2号）には、入札書に記載した内容の内訳を記載すること。なお、入札内訳書（様式第2号）は、落札者のみ提出する。落札決定後速やかに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。 (5) 入札書等はボールペン（鉛筆やフリクションペンなど、消去可能な筆記具は不可）で記入すること。
郵便入札の方法	(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、<u>長形3号サイズ</u>の封筒に封入すること。 (2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。 締切日時：令和7年5月13日（火）（必着） 指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課 (3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。
入札の辞退	入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。 (2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。 (3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。 (4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。 (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。 (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。 (7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき
入札書の引換えの禁止	入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。
1者入札の取扱い	入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。
落札者の決定	開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。 (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。 (2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。
入札結果等の公表	この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。
契約書の作成及び締結	落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。
開札の立会い	(1) 開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。 (2) 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。
その他	(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。 (2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。 (3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆入札 15-1 久留米市指定ごみ袋の製造請負

1. 入札書(様式第1号)
2. 入札内訳書(様式第2号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)
3. 特例政令に規定する欧州連合等の供給者であり、有資格者名簿に登録されていない方は「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。
様式及び提出要領は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ>創業・産業・ビジネス>入札契約情報>競争入札参加資格申請(物品)>競争入札参加資格審査申請(物品)のご案内】
※今回の申請は、当該入札参加資格確認申請を行う契約に係る入札及び契約の手続きに限り有効です。

【連絡先】 久留米市役所総務部契約課(市役所13階) 物品チーム TEL 0942-30-9172 FAX 0942-30-9713

入札 1 5 - 1

入札書

久留米市長 様

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

品 名	規 格	数 量	金 額
久留米市指定ごみ袋 の製造請負	仕様書のとおり	一式	

履行期間	令和 8 年 3 月 1 9 日まで	納入場所	指定場所
------	--------------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 7 年 5 月 1 5 日

所在地

商号 (名称)

代表者職氏名

印

- 注) 1. 金額欄には、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を記載してください。
2. ペン又はボールペンで書いてください。
3. 金額の数字はアラビア数字 (1、2、3 等) を用い、その頭部に¥を記入してください。
4. 訂正箇所には訂正印がないときは無効となります。金額の訂正はできません。

※この様式は、開札後、落札業者のみ提出してください。

(様式第2号)

久留米市指定ごみ袋入札金額内訳書

No.	品名	数量	単価	金額
1	家庭用（大）	7,680,000枚		
2	家庭用（小）	1,920,000枚		
5	事業所用（大）	2,248,000枚		
小計(消費税抜) 円 ※入札金額と一致のこと				

商号（業者名）：

久留米市指定ごみ袋仕様書

(家庭用 大・小)

久留米市環境部資源循環推進課

目 次

1. 指定ごみ袋	3
(1) 家庭用 (大)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
⑦作製枚数	
(2) 家庭用 (小)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
⑦作製枚数	
2. 外装袋	3～4
(1) 家庭用 (大)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
(2) 家庭用 (小)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
3. 包装 (梱包)	4
(1) 家庭用 (大)	
(2) 家庭用 (小)	

4. 品質及び強度	4～5
(1) 家庭用（大）	
(2) 家庭用（小）	
5. 検査	5
(1) 事前検査	
(2) 納品検査	
6. 製造管理等	5～6
(1) 製造管理について	
(2) 不良品の対応について	
7. 納品時期・納品数量	6
8. 納品について	6～7
9. その他	7
別紙1－1 指定ごみ袋（家庭用：大）	8
別紙1－2 指定ごみ袋（家庭用：小）	9
別紙2 むすび方のイラスト	10
別紙3 シンボルマーク	11
別紙4－1 外装袋（家庭用：大）	12
別紙4－2 外装袋（家庭用：小）	13
別紙5－1 外装袋への表示（家庭用：大）	14
別紙5－2 外装袋への表示（家庭用：小）	15
別紙6－1 クラフト包装（家庭用：大）	16
別紙6－2 クラフト包装（家庭用：小）	17

1. 指定ごみ袋

(1) 家庭用 (大)

- ①形 状 ガゼット袋
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 750mm × 横 360 mm × 厚さ 0.05 mm
※上下各 10mm のシール部分を含むと縦 770mm (別紙 1 - 1 参照)
※左右各 70mm の折込を含むと横 500mm (別紙 1 - 1 参照)
- ④色 黄色半透明
※東京インキ(株) PEX マスターカラー表の PEX3065 YELLOW 相当。内容物が識別でき、新聞の活字が透けて読める程度の透明性を有するもの。詳細は担当者と協議すること。
- ⑤印刷内容 別紙 1 - 1 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とし、文字色は黒色とする。
また、シンボルマーク (別紙 3) の色は文字色と同色 (1 色) とする。
- ⑦作製枚数 7, 6 8 0, 0 0 0 枚

(2) 家庭用 (小)

- ①形 状 ガゼット袋
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 580mm × 横 300mm × 厚さ 0.05mm
※上下各 10mm のシール部分を含むと縦 600mm (別紙 1 - 2 参照)
※左右各 50mm の折込を含むと横 400mm (別紙 1 - 2 参照)
- ④色 黄色半透明
※東京インキ(株) PEX マスターカラー表の PEX3065 YELLOW 相当。内容物が識別でき、新聞の活字が透けて読める程度の透明性を有するもの。詳細は担当者と協議すること。
- ⑤印刷内容 別紙 1 - 2 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とし、文字色は黒色とする。
また、シンボルマーク (別紙 3) の色は文字色と同色 (1 色) とする。
- ⑦作製枚数 1, 9 2 0, 0 0 0 枚

2. 外装袋

(1) 家庭用 (大)

- ①形 状 指定ごみ袋を 1 枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋下部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 230 mm × 横 220mm × 厚さ 0.03 mm 以上
※上下各 10mm のシール部分を含むと縦 250 mm (別紙 4 - 1 参照)
- ④色 無色透明 (白濁不可)
- ⑤印刷内容 別紙 4 - 1、別紙 5 - 1 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とする。
表示：下地は白で文字色は黒色とする。
バーコード表示：文字及びバー表示は黒色で下地は白色とする。

(2) 家庭用 (小)

- ①形 状 指定ごみ袋を 1 枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋下部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。
- ②材 質 低密度ポリエチレン

- ③寸 法 縦 200 mm×横 190mm ×厚さ 0.03 mm以上
※上下各 10mm のシール部分を含むと縦 220 mm（別紙 4－2 参照）
- ④色 無色透明（白濁不可）
- ⑤印刷内容 別紙 4－2、別紙 5－2 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とする。
表示：下地は白で文字色は黒色とする。
バーコード表示：文字及びバー表示は黒色で下地は白色とする。

3. 包装（梱包）

（1）家庭用（大）

- ① 指定ごみ袋 10 枚単位として、外装袋に入れること。
なお、指定ごみ袋を外装袋に梱包する際は、1 枚折り（縦 2 回、横 1 回）とし、1 枚ずつ取り出せるタイプとする。
- ② 指定ごみ袋 10 枚単位として入れた外装袋 10 袋を、クラフト紙等で 1 梱包とし、さらに、5 梱包を十文字にバンド掛けすること（バンドの色は黄色とする）。なお、クラフト紙等は破れにくいものを使用すること。その他詳細については、本市担当者と協議を行うこと。
- ③ クラフト紙等の表面に凹凸があってはならない。
- ④ 1 梱包ごとに種類が分かるように『1. 家庭用ごみ袋（大）（100 枚入り）』と表示するとともに、製造年月日、ロット番号等を表示すること。（別紙 6－1）

（2）家庭用（小）

- ① 指定ごみ袋 10 枚単位として、外装袋に入れること。
なお、指定ごみ袋を外装袋に梱包する際は、1 枚折り（縦 2 回、横 1 回）とし、1 枚ずつ取り出せるタイプとする。
- ② 指定ごみ袋 10 枚単位として入れた外装袋 10 袋を、クラフト紙等で 1 梱包とし、さらに、5 梱包を十文字にバンド掛けすること（バンドの色は赤とする）。なお、クラフト紙等は破れにくいものを使用すること。その他詳細については、本市担当者と協議を行うこと。
- ③ クラフト紙等の表面に凹凸があってはならない。
- ④ 1 梱包ごとに種類が分かるように『2. 家庭用ごみ袋（小）（100 枚入り）』と表示するとともに、製造年月日、ロット番号等を表示すること。（別紙 6－2）

4. 品質及び強度

（1）家庭用（大）

- ① 焼却しても塩化水素等の有害ガスを発生しないもの。
- ② 家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とする。
- ③ 原料には、再生原料及び炭酸カルシウムの混入不可。
- ④ J I S 規格 Z 1 7 0 2 の 1 種 B に準ずるもの。
- ⑤ 厚さは 0. 0 5 mm 以上であること（許容差については、J I S 規格 Z 1 7 1 1－1 9 9 4 の規定 6. 2（2）の表 6 に適合すること。）。)
- ⑥ 1 5 ℓの水を入れ 3 時間以上吊り下げる検査に耐えるものとする。また、1 5 ℓの水を入れ、1 0 秒間に検査員の手で約 5 0 cm の高低差で上下に 1 0 回振った際、水漏れ等（底抜け・破れ等）の不備が生じないこと。
- ⑦ 水を付け、手で数回揉んでもインクの剥離がなく、また市販のセロハンテープを印刷面に貼り付けた後に剥がしてもインクの剥離がないこと。
また、紫外線等に強い耐光性に優れたインクを使用すること。

(2) 家庭用 (小)

- ① 焼却しても塩化水素等の有害ガスを発生しないもの。
- ② 家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とする。
- ③ 原料には、再生原料及び炭酸カルシウムの混入不可。
- ④ J I S規格Z 1 7 0 2の1種Bに準ずるもの。
- ⑤ 厚さは0. 0 5 mm以上であること（許容差については、J I S規格Z 1 7 1 1－1 9 9 4の規定6. 2（2）の表6に適合すること。）。
- ⑥ 1 0 ٪の水を入れ3時間以上吊り下げる検査に耐えるものとする。また、1 0 ٪の水を入れ、1 0秒間に検査員の手で約5 0 cmの高低差で上下に1 0回振った際、水漏れ等（底抜け・破れ等）の不備が生じないこと。
- ⑦ 水を付け、手で数回揉んでもインクの剥離がなく、また市販のセロハンテープを印刷面に貼り付けた後に剥がしてもインクの剥離がないこと。
また、紫外線等に強い耐光性に優れたインクを使用すること。

5. 検査・・・家庭用 (大)、(小) 共通

(1) 事前検査

- ① 落札後、本製造に入る前にサンプルを作製し、本市へ1梱包（指定ごみ袋1 0枚単位として入れた外装袋1 0袋）提出すること。
併せて、国内の第三者機関（国、県の公的機関及び工業化標準化法に基づく指定検査機関等）で検査（引張・伸び強度、厚み、衝撃度）を受けた検査結果書（原本）を提出すること。
なお、これら検査等に関する費用は契約業者の負担とする。
- ② 市は、①にて提出されたサンプル及び書類等が、「4. 品質及び強度」の（1）及び（2）の③・④・⑤・⑥・⑦に適合しているかを検査する。
- ③ この検査が不合格となった場合は、本市の指示に従い、問題点を改善し、速やかに再検査のためのサンプルを提出するものとする。
- ④ 本市が②の検査により品質を確認後、本格的な生産を行うこと。

(2) 納品検査

- ① 毎回の納品時に納品された指定ごみ袋から、本市が無作為に一部抽出して、本仕様及び本市の指示した事項並びに本市と協議のうえ決定した事項に適合しているか確認する。
この検査のために抽出した指定ごみ袋は、納品枚数に計上しない。（抽出枚数はクラフト紙梱包の1梱包（1 0 0枚）とする。）
- ② 納品ごとに、引張・伸び強度、厚みについて、第三者機関による検査を行い、報告書を提出すること。
- ③ ①及び②の検査は外観と一部抽出の検査により合否を判断することから、後日不良品があった場合は契約業者負担で合格品と交換するものとする。
- ④ ①及び②の検査で不合格となった場合は、ただちに納品場所から撤去のうえ、本市の指示に従い、処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は契約業者の負担とする。
- ⑤ 納品時に確認できない部分のクラフト紙の破損も後日交換すること。

6. 製造管理等・・・家庭用 (大)、(小) 共通

(1) 製造管理について

- ① 落札後、速やかに本製品の製造から納品までの工程表を作成し、本市の担当課に提出すること。
また、製造過程の写真と共に、製造工場の報告を書類にて提出すること。
なお、製造工場を変更する場合は、その旨を書類にて報告すること。

- ② 生産にあたってはライン毎の生産日、生産枚数の管理の徹底を図り、不良品対策及び品質管理に万全を期すこと。（ロット番号等による製品管理）
- ③ 本格生産開始後は毎月定期及びランダムな自社内検査（吊下げ等）を実施し、自社内検査に関する資料を提出すること。

（２）不良品の対応について

不良品等（破れやすい、底抜け、縦裂け、変色、枚数不足、バーコード読み取り不可等）が出た場合は、次のように対応すること。

- ① 市民及び事業所から不良品が出た場合、契約業者は本市の指示に従い、当日（遅くとも翌日）までに相手方を訪問のうえ、合格品と無償で交換すること。
 なお、本市においても不良品等の交換に備えるため、家庭用（大）５梱包、家庭用（小）１梱包の予備品を無償で納品すること。
- ② ロット番号等により、不良品の発生経過及び原因等について早急に分析し、不良品の数量等を報告すること。後日、改善策と併せて文書で報告するものとする。
 なお、品質及び強度等に問題があると判断される場合は、回収した不良品を契約業者の負担にて第三者機関への検査を求めることもある。
- ③ 不良品の数量が多量であると判断される場合は、契約業者が責任をもって倉庫在庫分及び販売店の調査を行うとともに交換等を行うこと。
- ④ 不良品等の発生状況によっては、市民の手元にある袋及び販売店の在庫の回収を含めて、再製造などの対応を要する場合もある。

7. 納品時期・納品数量

納品時期				納品数量	
				家庭用大袋	家庭用小袋
第１回	令和７年８月１８日	～	令和７年８月２２日	960,000 枚	240,000 枚
第２回	令和７年９月１６日	～	令和７年９月１９日	960,000 枚	240,000 枚
第３回	令和７年１０月１４日	～	令和７年１０月１７日	960,000 枚	240,000 枚
第４回	令和７年１１月１７日	～	令和７年１１月２１日	960,000 枚	240,000 枚
第５回	令和７年１２月１５日	～	令和７年１２月１９日	960,000 枚	240,000 枚
第６回	令和８年１月１９日	～	令和８年１月２３日	960,000 枚	240,000 枚
第７回	令和８年２月１６日	～	令和８年２月２０日	960,000 枚	240,000 枚
第８回	令和８年３月１６日	～	令和８年３月１９日	960,000 枚	240,000 枚
			合 計	7,680,000 枚	1,920,000 枚

8. 納品について

（１）納品先は次のとおりとする。

事業者名：日本通運株式会社鳥栖ロジスティクスセンター
 所在地：佐賀県鳥栖市藤木町１５９２番７
 電話番号：０９４２－８５－０２０２

（２）納品について

- ① 上記の保管業者と納品日及び日々の納入数量等について、十分に協議・調整を行うこと。調整が整い次第、事前にその計画を市へ報告すること。

- ② 日本通運のパレットを事前に借用し、パレットに積んだ状態で搬入すること。また、市の指定する納品場所において、荷降ろしまで行うこと。大型車搬入可。フォークリフト有り。
- ③ パレットに積む際は、荷崩れしないように十分注意すること。荷崩れしそうな場合は、積み直しを求める場合がある。なお、積み直しに関する費用は、契約業者の負担とする。
- ④ 日本通運株式会社鳥栖ロジティクスセンターの在庫状況により、納品先を変更する場合がある。
- ⑤ 納品時には、納品数量がわかるよう納品書を作成し、本市担当課と納品先のそれぞれに提出すること。なお、納品日及び納品枚数については、納品倉庫の状況等によっては変更する場合がある。

9. その他

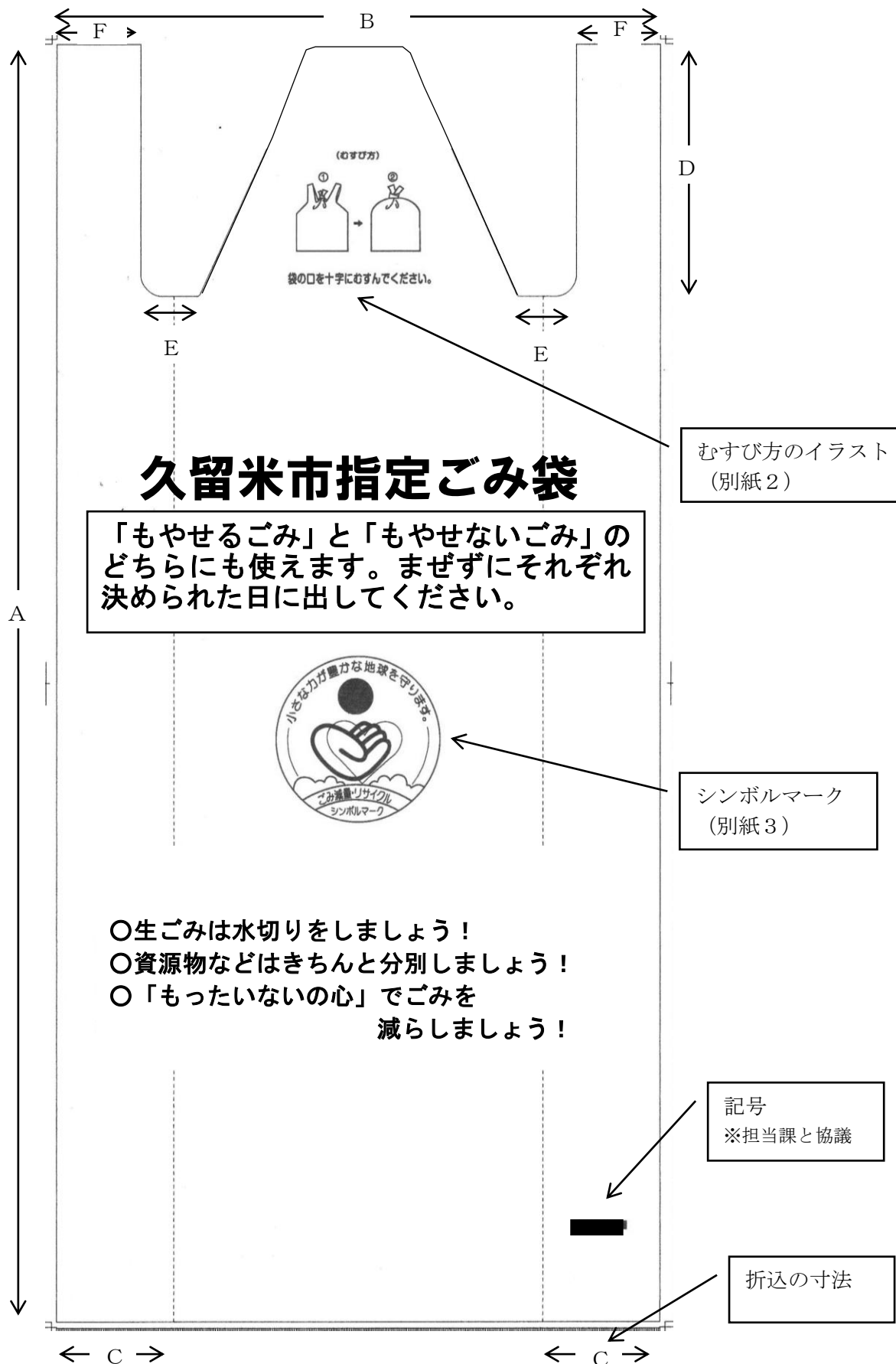
その他詳細については、本市担当者と協議を行うこと。

【連絡先】

環境部 資源循環推進課

福岡県久留米市荘島町375 （電話）0942-30-9143

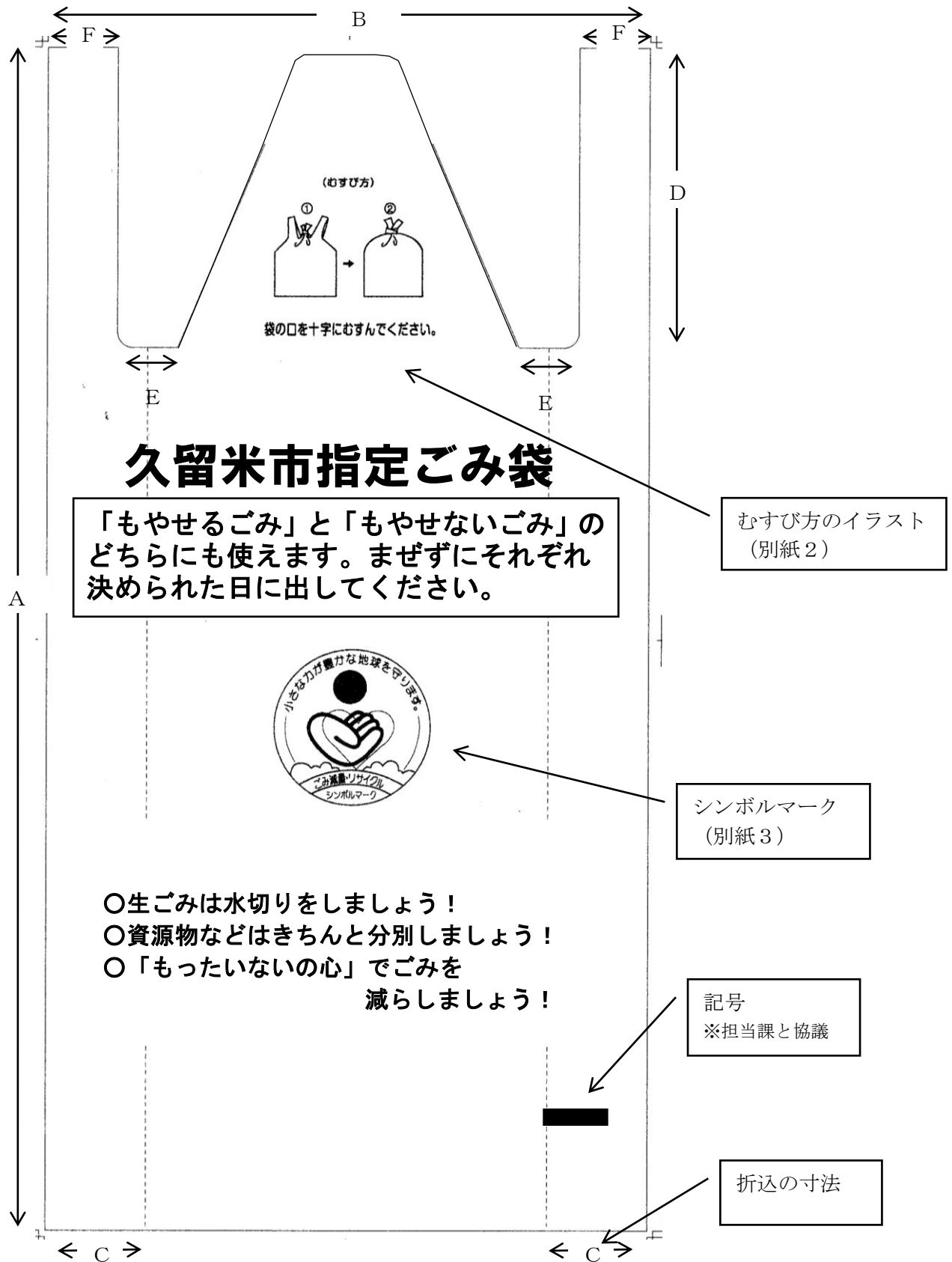
指定ごみ袋（家庭用：大）



A	B	C	D	E	F
750 mm	360 mm	70 mm	150 mm	30 mm	50 mm

※Aの寸法外に上部と下部、それぞれ 10 mmの接着部分あり

指定ごみ袋（家庭用：小）

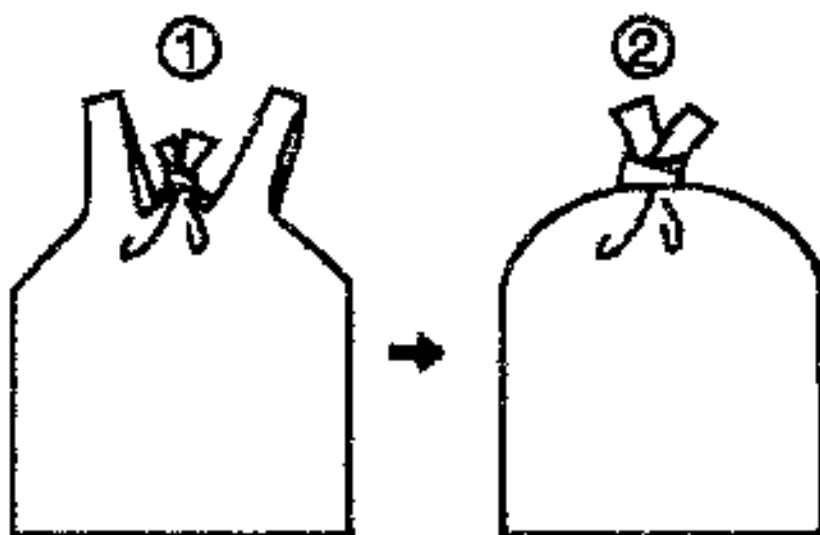


A	B	C	D	E	F
580 mm	300 mm	50 mm	150 mm	30 mm	40 mm

※Aの寸法外に上部と下部、それぞれ 10 mmの接着部分あり

むすび方のイラスト

(むすび方)



袋の口を十字にむすんでください。

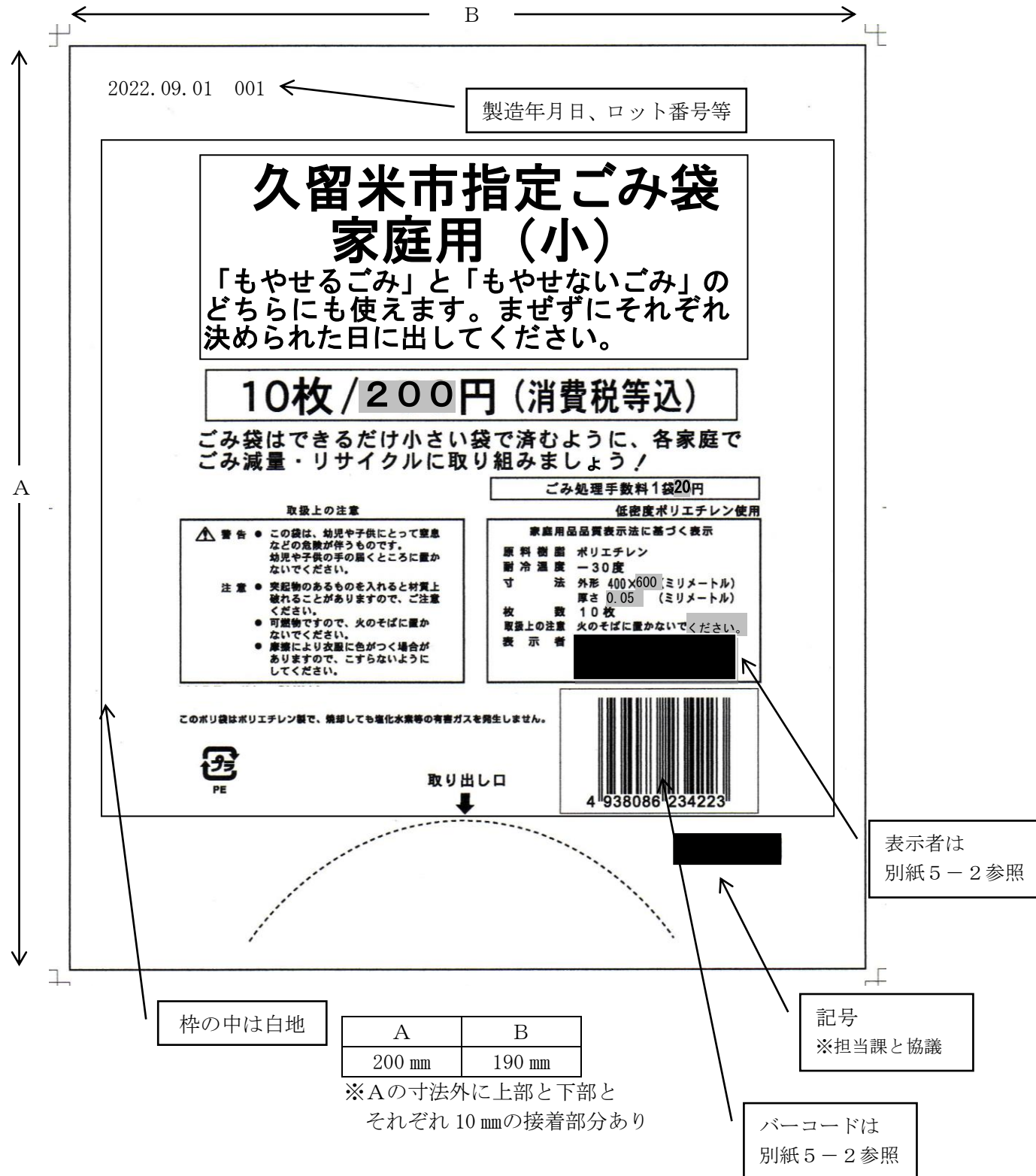
シンボルマーク



外装袋（家庭用：大）



外装袋（家庭用：小）



外装袋への表示（家庭用：大）

① 家庭用品品質表示法の合成樹脂加工品質規定による表示

家庭用品品質表示法に基づく表示	
原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	－ 3 0 度
寸 法	外形 500×770(ミリメートル)
	厚さ 0.05 (ミリメートル)
枚 数	1 0 枚
取扱上の注意	火のそばに置かないでください。
表 示 者	久留米市役所 環境部
	久留米市荘島町 3 7 5 番地
	電話 3 0 - 9 1 4 3

②製造物責任法（P L 法）に基づく警告表示

取扱上の注意	
	警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届くところに置かないでください。 注意 ● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。 ● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。 ● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

③バーコード（J A Nコード）

G S 1 事業者コード 商品アイテムコード チェックデジット
 家庭用（大） 4 9 3 8 0 8 6 0 0 0 0 1 9

バーコード（参考）サイズは横 37.29mm、縦 25.93mm



外装袋への表示（家庭用：小）

①家庭用品品質表示法の合成樹脂加工品質規定による表示

家庭用品品質表示法に基づく表示	
原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	－３０度
寸 法	外形 ４００×６００（ミメートル）
	厚さ ０．０５ （ミメートル）
枚 数	１０枚
取扱上の注意	火のそばに置かないでください。
表 示 者	久留米市役所 環境部
	久留米市荘島町３７５番地
	電話 ３０－９１４３

②製造物責任法（ＰＬ法）に基づく警告表示

取扱上の注意	
	警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届くところに置かないでください。 注意 ● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。 ● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。 ● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

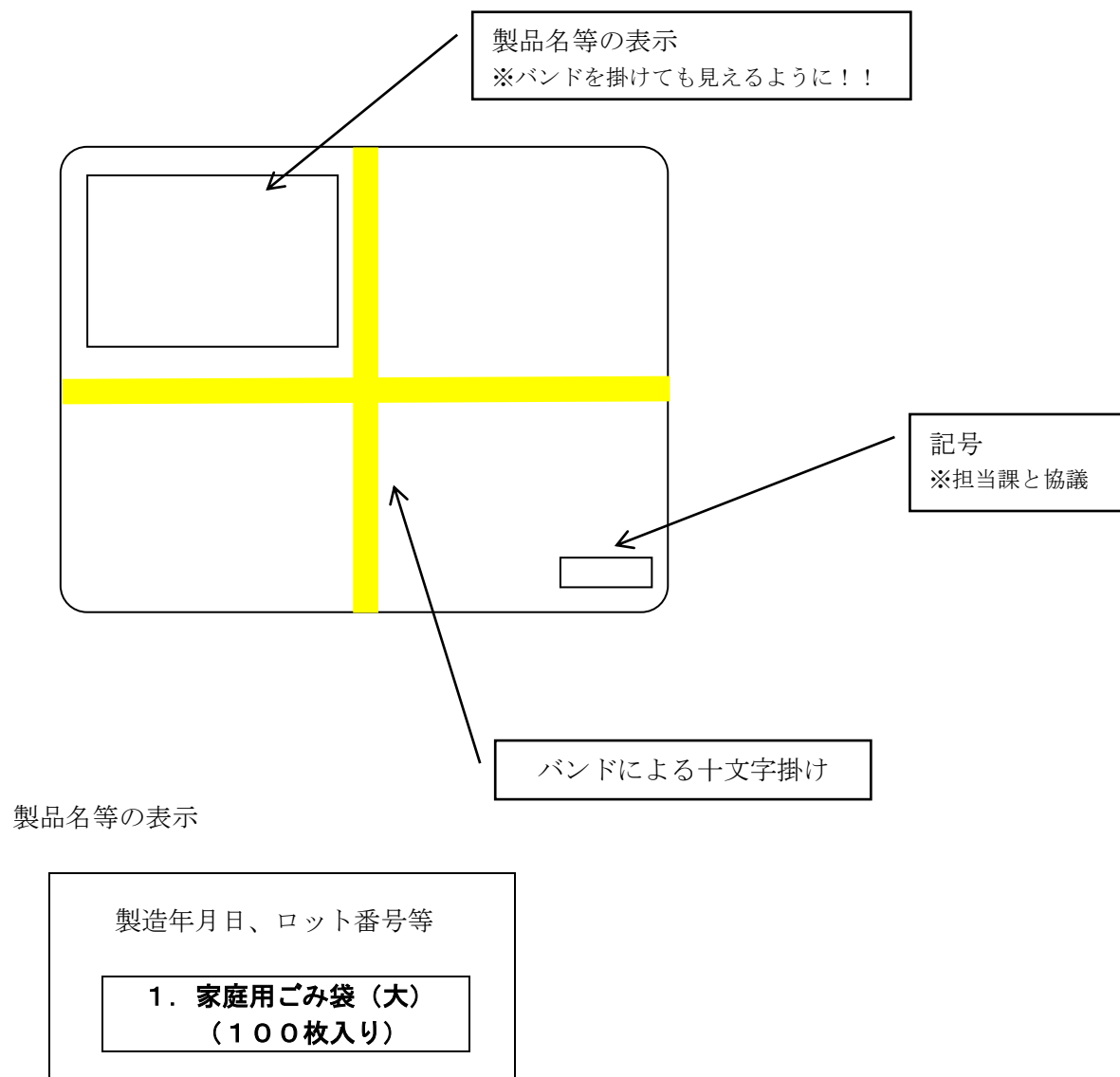
③バーコード（ＪＡＮコード）

	GS1事業者コード	商品アイテムコード	チェックディジット
家庭用（小）	4938086	00002	6

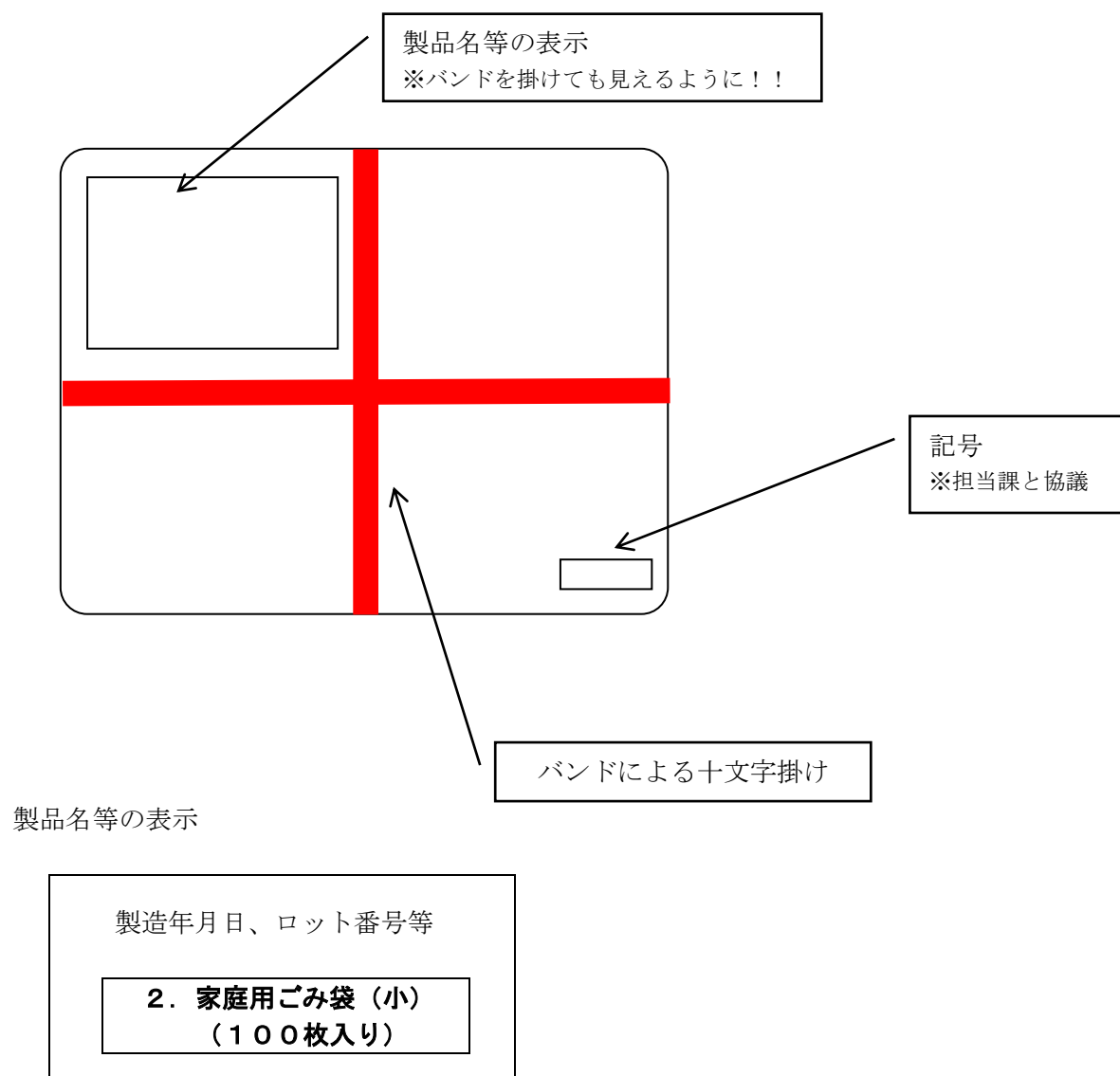
バーコード（参考）サイズは横 37.29mm、縦 25.93mm



クラフト包装（家庭用：大）



クラフト包装（家庭用：小）



久留米市指定ごみ袋仕様書

(事業所用 大)

久留米市環境部資源循環推進課

目 次

1. 指定ごみ袋	2
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
⑦作成枚数	
2. 外装袋	2
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
3. 包装 (梱包)	2
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
4. 品質及び強度	2～3
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
5. 検査	3
(1) 事前検査	
(2) 納品検査	
6. 製造管理等	3～4
(1) 製造管理について	
(2) 不良品の対応について	
7. 納品日、納品枚数及び納品場所	4～5
8. 納品について	5
9. その他	5
別紙1－1 指定ごみ袋 (事業所専用燃やせるごみ：大)	6
別紙2－1 外装袋 (事業所専用燃やせるごみ：大)	7
別紙3－1 外装袋への表示 (事業所専用燃やせるごみ：大)	8
別紙4－1 クラフト包装 (事業所専用燃やせるごみ：大)	9

1. 指定ごみ袋

(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)

- ①形 状 平袋
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 800mm × 横 650 mm × 厚さ 0.05 mm
※下部 10mm のシールを含むと縦 810mm (別紙 1 - 1 参照)
- ④色 無色透明 (白濁不可)
- ⑤印刷内容 別紙 1 - 1 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とし、文字色は紺色とする。
- ⑦作成枚数 2, 2 4 8, 0 0 0 枚

2. 外装袋

(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)

- ①形 状 指定ごみ袋を 1 枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋下部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 360 mm × 横 240mm × 厚さ 0.03 mm 以上
※上下各 10mm のシール部分を含むと縦 380 mm (別紙 2 - 1 参照)
- ④色 桃色半透明
- ⑤印刷内容 別紙 2 - 1、別紙 3 - 1 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とする。
商品表示：文字色は黒色とする。
バーコード表示：文字及びバー表示は黒色で下地は白色とする。

3. 包装 (梱包)

(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)

- ① 指定ごみ袋 10 枚単位として、外装袋に入れること。
なお、指定ごみ袋を外装袋に梱包する際は、1 枚折り (縦 2 回、横 1 回) とし、1 枚ずつ取り出せるタイプとする。
- ② 指定ごみ袋 10 枚単位として入れた外装袋 10 袋を、クラフト紙等で 1 梱包とし、さらに、2 梱包を十文字にバンド掛けすること (バンドの色は水色とする)。
なお、クラフト紙等は破れにくいものを使用すること。
- ③ クラフト紙等の表面に凹凸があってはならない。
- ④ 1 梱包ごとに種類が分かるように『3. 事業所専用ごみ袋 (大) (100 枚入り)』と表示するとともに、製造年月日、ロット番号等を表示すること。(別紙 4 - 1)

4. 品質及び強度

(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)

- ① 焼却しても塩化水素等の有害ガスを発生しないもの。
- ② 家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とする。
- ③ 原料には再生原料及び炭酸カルシウムの混入不可。
- ④ J I S 規格 Z 1 7 0 2 の 1 種 B に準ずるもの。
- ⑤ 厚さ 0. 0 5 mm 以上であること (許容差については、J I S 規格 Z 1 7 1 1 - 1 9 9 4 の規定 6. 2 (2) の表 6 に適合すること。)
- ⑥ 20 % の水を入れ 3 時間以上吊り下げる検査に耐えるものとする。また、20 % の水を入れ、10 秒間に検査員の手で約 50 cm の高低差で上下に 10 回振った際、水漏れ等 (底抜け・破れ等) の不備が生じないこと。
- ⑦ 水を付け、手で数回揉んでもインクの剥離がなく、また市販のセロハンテープ

を印刷面に貼り付けた後に剥がしてもインクの剥離がないこと。
また、紫外線等に強い耐光性に優れたインクを使用すること。

5. 検査・・・事業所専用燃やせるごみ（大）

（1）事前検査

- ① 落札後、本製造に入る前にサンプルを作成し、本市へ1梱包（指定ごみ袋10枚単位として入れた外装袋10袋）提出すること。
併せて、国内の第三者機関（国、県の公的機関及び工業化標準化法に基づく指定検査機関等）で検査（引張・伸び強度、厚み、衝撃度）を受けた検査結果書（原本）を提出すること。
なお、これら検査等に関する費用は契約業者の負担とする。
- ② 市は、①にて提出されたサンプル及び書類等が、「4. 品質及び強度」の（1）の③・④・⑤・⑥・⑦に適合しているかを検査する。
- ③ この検査が不合格となった場合は、本市の指示に従い、問題点を改善し、速やかに再検査のためのサンプルを提出するものとする。
- ④ 本市が②の検査により品質を確認後、本格的な生産を行うこと。

（2）納品検査

- ① 毎回の納品時に納品された指定ごみ袋から、本市が無作為に一部抽出して、本仕様及び本市の指示した事項並びに本市と協議のうえ決定した事項に適合しているか確認する。
この検査のために抽出した指定ごみ袋は、納品枚数に計上しない。（抽出枚数はクラフト紙梱包の1梱包（100枚）とする。）
- ② 納品ごとに、引張・伸び強度、厚みについて、第三者機関による検査を行い、報告書を提出すること。
- ③ この検査は外観と一部抽出の検査により合否を判断することから、後日不良品があった場合は契約業者負担で合格品と交換するものとする。
- ④ 検査不合格となった場合は、ただちに納品場所から撤去のうえ、本市の指示に従い、処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は契約業者の負担とする。
- ⑤ 納品時に確認できない部分のクラフト紙の破損も後日交換すること。

6. 製造管理等・・・事業所専用燃やせるごみ（大）

（1）製造管理について

- ① 落札後、速やかに本製品の製造から納品までの工程表を作成し、本市の担当課に提出すること。
また、製造過程の写真と共に、製造工場の報告を書類にて提出すること。
なお、製造工程を変更する場合は、その旨を書類にて報告すること。
- ② 生産にあたってはライン毎の生産日、生産枚数の管理の徹底を図り、不良品対策及び品質管理に万全を期すこと。（ロット番号等による製品管理）
- ③ 本格生産開始後は毎月定期及びランダムな自社内検査（吊下げ等）を実施し、自社内検査に関する資料を提出すること。

（2）不良品の対応について

不良品等（破れやすい、底抜け、縦裂け、変色、枚数不足、バーコード読み取り不可等）が出た場合は、次のように対応すること。

- ① 市民及び事業所から不良品が出た場合、契約業者は本市の指示に従い、当日（遅くとも翌日）までに相手方を訪問のうえ、合格品と無償で交換すること。

なお、本市においても不良品等の交換に備えるため、事業所専用燃やせるごみ（大）5梱包の予備品を無償で納品すること。

- ② ロット番号等により、不良品の発生経過及び原因等について早急に分析し、不良品の数量等を報告すること。後日、改善策と併せて文書で報告するものとする。
 なお、品質及び強度等に問題があると判断される場合は、回収した不良品を契約業者の負担にて第三者機関への検査を求めることもある。
- ③ 不良品の数量が多量であると判断される場合は、契約業者が責任をもって倉庫在庫分及び販売店の調査を行うとともに交換等を行うこと。
- ④ 不良品等の発生状況によっては、市民の手元にある袋及び販売店の在庫の回収を含めて、再製造などの対応を要する場合もある。

7. 納品日、納品枚数及び納品場所

(1) 事業所専用燃やせるごみ（大）

①久留米地域（久留米市地区環境衛生連合会）分

納品時期				納品数量
				事業用大袋
第1回	令和7年8月18日	～	令和7年8月22日	231,000 枚
第2回	令和7年9月16日	～	令和7年9月19日	231,000 枚
第3回	令和7年10月14日	～	令和7年10月17日	231,000 枚
第4回	令和7年11月17日	～	令和7年11月21日	231,000 枚
第5回	令和7年12月15日	～	令和7年12月19日	231,000 枚
第6回	令和8年1月19日	～	令和8年1月23日	231,000 枚
第7回	令和8年2月16日	～	令和8年2月20日	231,000 枚
第8回	令和8年3月16日	～	令和8年3月19日	231,000 枚
			合 計	1,848,000 枚

納品場所は次のとおりとする。

事業者名：日本通運株式会社鳥栖ロジスティクスセンター

所在地：佐賀県鳥栖市藤木町1592番7

電話番号：0942-85-0202

②久留米地域（久留米市一般廃棄物処理業協同組合）分

納品時期				納品数量
				事業用大袋
第1回	令和7年8月18日	～	令和7年8月22日	100,000 枚
第2回	令和7年10月14日	～	令和7年10月17日	100,000 枚
第3回	令和7年12月15日	～	令和7年12月19日	100,000 枚
第4回	令和8年2月16日	～	令和8年2月20日	100,000 枚
			合 計	400,000 枚

納品場所は次のとおりとする。

事業者名：久留米一般廃棄物処理業協同組合

所在地：久留米市津福本町 2 3 4 8－2 8

電話番号：0 9 4 2－3 8－8 0 0 1

8. 納品について

(1) 納品について

- ① 上記の保管業者と納品日及び日々の納入数量等について、十分に協議・調整を行うこと。調整が整い次第、事前にその計画を市へ報告すること。
- ② 納品時に使用するパレットについては、納品先のパレットを事前に借用し、パレットに積んだ状態で搬入し、荷降ろしまで行うこと。（荷崩れしないように十分注意すること。）大型車搬入可。フォークリフト有り。
- ③ パレットに積む際は、荷崩れしないように十分注意すること。荷崩れしそうな場合は、積み直しを求める場合がある。なお、積み直しに関する費用は、契約業者の負担とする。
- ④ 久留米地域（久留米市地区環境衛生連合会）分については、久留米一般廃棄物処理業協同組合の在庫状況により、納品先を久留米一般廃棄物処理業協同組合（久留米市津福本町 2 3 4 8－2 8）に変更する場合がある。
- ⑤ 納品時には、納品数量がわかるよう納品書を作成し、本市担当課と納品先のそれぞれに提出すること。なお、納品日及び納品枚数については、納品倉庫の状況等によっては変更する場合がある。

9. その他

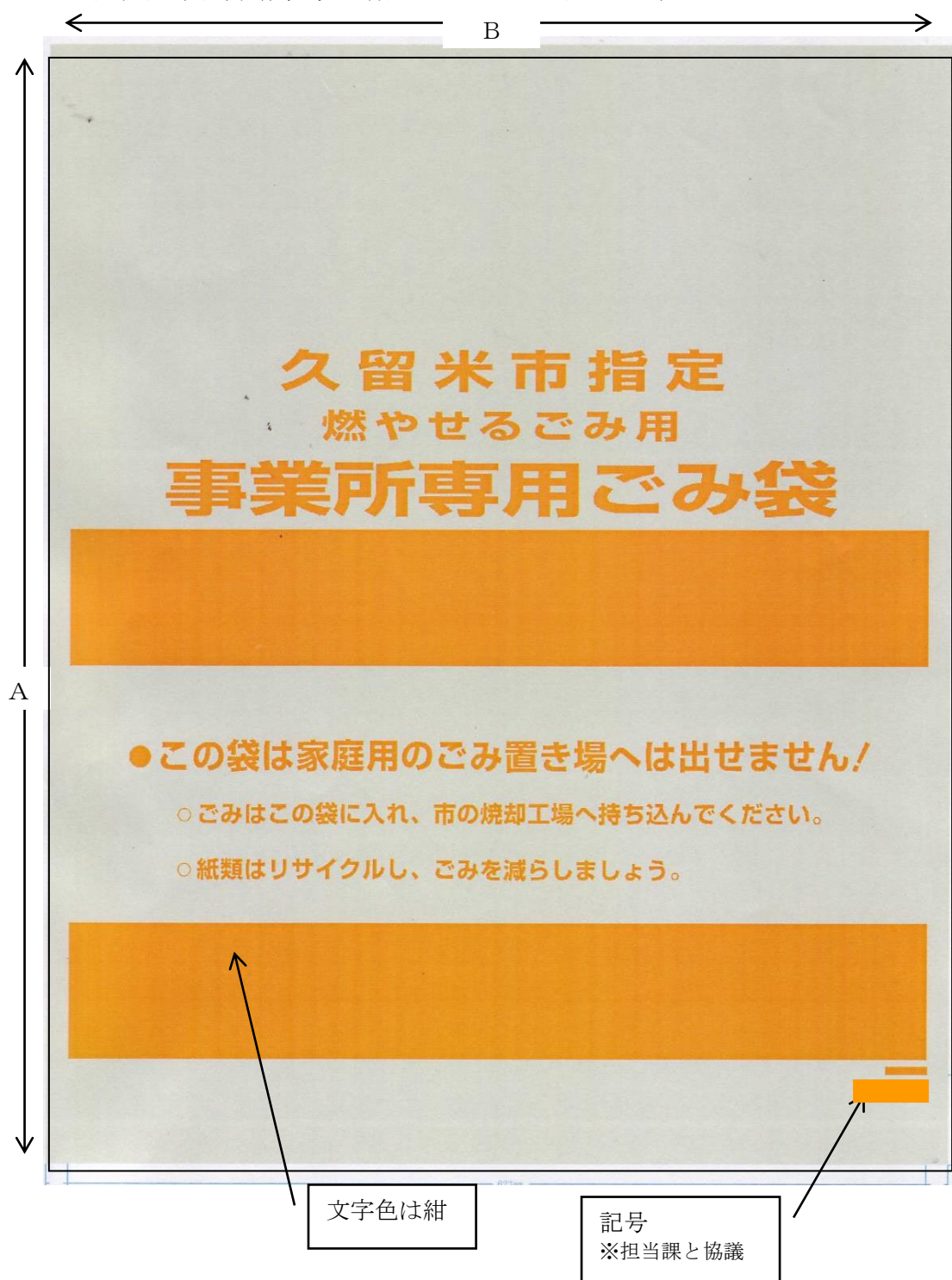
その他詳細については、本市担当者と協議を行うこと。

【連絡先】

環境部 資源循環推進課

福岡県久留米市荘島町 3 7 5 （電話）0 9 4 2－3 0－9 1 4 3

指定ごみ袋（事業所専用燃やせるごみ：大）



A	B
800 mm	650 mm

※Aの寸法外、下部に
10 mmのシール部分

外装袋（事業所専用燃やせるごみ：大）

← B →

A

2014. 09. 01 001

製造年月日、ロット番号等

久留米市指定

燃やせるごみ用

事業所専用ごみ袋(大)

● この袋は家庭用のごみ
置き場へは出せません！

○ごみはこの袋に入れ、市の焼却工場へ持ち込んでください。

10枚 / 900 円（消費税等込）

取扱上の注意

警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。
幼児や子供の手の届くところに置かないでください。

注意 ● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。

- 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。
- 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

ごみ処理手数料 1袋90円

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂：ポリエチレン

耐冷温度：-30度

寸法：外形 650×810(ミリメートル)

厚さ 0.05 (ミリメートル)

枚数 10枚

取扱上の注意 火のそばに置かないでください

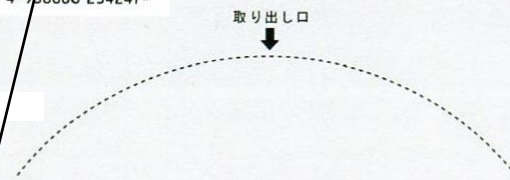
表示者



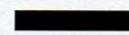
4 958086 234247

この袋はポリエチレン製で、焼却しても塩化水素等の有害ガスを発生しません。

取り出し口



PE



表示者は
別紙 3 - 1 参照

バーコードは
別紙 3 - 1 参照

A	B
360 mm	240 mm

※Aの寸法外に上部と下部と
それぞれ 10 mmのシール部分

記号
※担当課と協議

外装袋への表示（事業所専用燃やせるごみ：大）

① 家庭用品品質表示法の合成樹脂加工品質規定による表示

家庭用品品質表示法に基づく表示	
原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	－ 3 0 度
寸 法	外形 650×810(ミリメートル)
	厚さ 0.05 (ミリメートル)
枚 数	1 0 枚
取扱上の注意	火のそばに置かないでください。
表 示 者	久留米市役所 環境部
	久留米市荘島町 3 7 5 番地
	電話 3 0 - 9 1 4 3

②製造物責任法（P L 法）に基づく警告表示

取扱上の注意	
	警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届くところに置かないでください。 注意 ● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。 ● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。 ● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

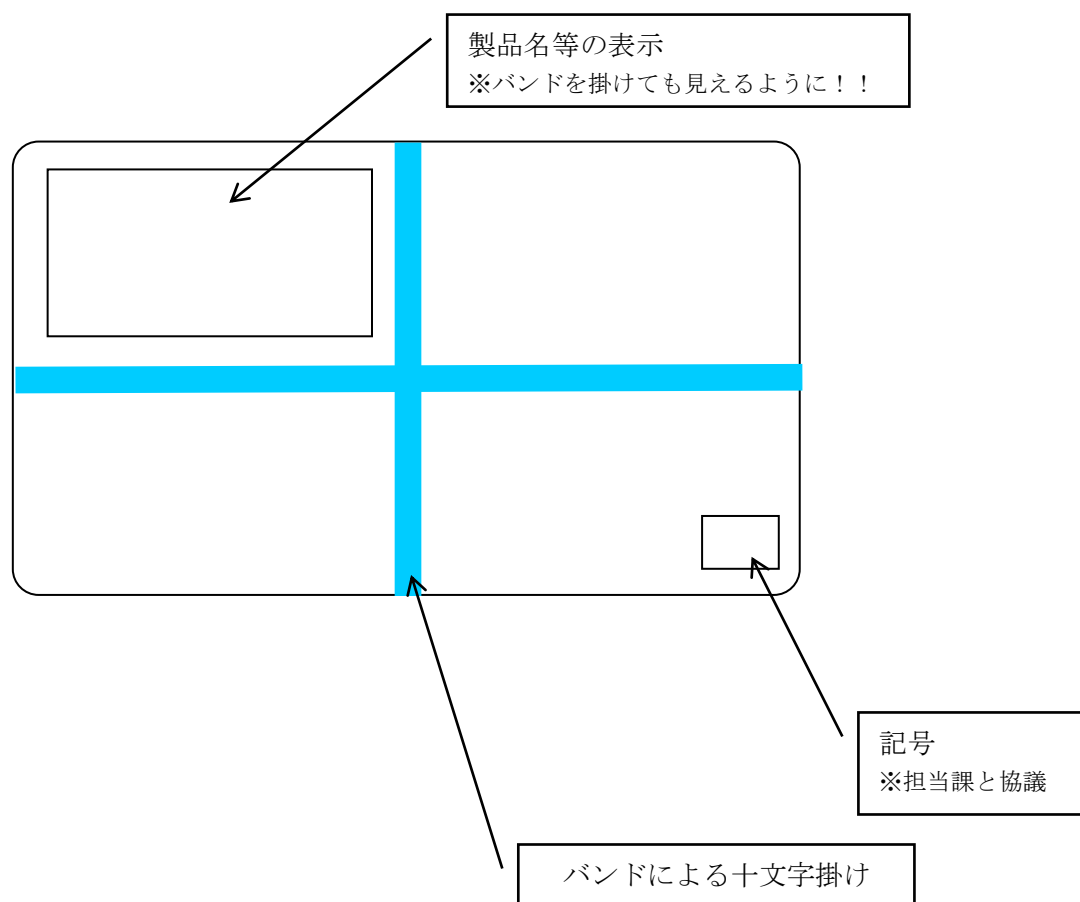
③バーコード（J A Nコード）

	G S 1 事業者コード	商品アイテムコード	チェックディジット
事業所専用ごみ袋（大）	4 9 3 8 0 8 6	0 0 0 0 3	3

バーコード（参考）サイズは横 37.29mm、縦 25.93mm



クラフト包装（事業所専用燃やせるごみ：大）



製品名等の表示

製造年月日、ロット番号等
3. 事業所専用ごみ袋(大) (100枚入り)